

有料職業紹介 手数料表

株式会社 T K U
許可番号 23-ユ-302818

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書に記載されている額) の $\underline{30\% \text{ (または } 500,000 \text{ 円)}}$ 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年分) 支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{30\% \text{ (または } 500,000 \text{ 円)}}$ 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{30\% \text{ (または } 500,000 \text{ 円)}}$ 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後 3 か月未満に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

【返戻金規定】

1 か月未満に退職した場合	紹介手数料の 75%
1 か月以上 2 か月未満に退職した場合	紹介手数料の 50%
2 か月以上 3 か月未満に退職した場合	紹介手数料の 25%